| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6非鉄金属 | −11.2 | −21.9 | 58.7 | −41.0 | −42.8 | 23.3 | 202.0 | −65.2 |
| 7金属製品 | −6.9 | 13.2 | −7.1 | −7.0 | 23.0 | −12.5 | 20.7 | 3.7 |
| 8一般機械 | −9.1 | −5.4 | 2.0 | 8.5 | 16.0 | −9.5 | 1.5 | −1.5 |
| 9電気機械 | 0.2 | −4.9 | 0.7 | 11.8 | −34.6 | 39.8 | 6.1 | −5.7 |
| 10情報通信機械 | −6.7 | −9.2 | −16.1 | 2.8 | 6.4 | −6.9 | −13.0 | 32.1 |
| 11自動車・同付属品 | −8.7 | 3.4 | 8.5 | −3.6 | 4.5 | 13.8 | −14.0 | 2.1 |
| 12造船業 | −17.4 | 2.4 | −6.0 | 25.0 | −46.1 | 78.7 | −43.7 | 47.1 |
| 13その他輸送用機械 | 0.6 | −21.5 | −15.2 | 87.0 | 39.3 | 58.8 | −30.4 | −18.0 |
| 14精密機械 | 14.1 | −13.2 | 13.2 | −5.4 | −5.5 | 32.0 | 18.8 | −30.6 |
| 15「その他製造業」 | −6.3 | 7.5 | −1.6 | −5.1 | 6.6 | −0.3 | −3.2 | −8.4 |
| Ⅱ非製造業計 | −2.0 | 2.3 | −1.7 | 9.2 | 27.0 | −13.4 | 1.6 | 5.4 |
| 16農林漁業 | −10.0 | 2.4 | 5.7 | 9.7 | 21.7 | −6.9 | −1.1 | 20.9 |
| 17鉱業・採石業・砂利採取業 | −11.3 | 11.0 | 18.1 | −30.8 | −22.8 | 23.5 | 23.1 | −29.1 |
| 18建設業 | −3.6 | 23.8 | 10.4 | 6.9 | 3.2 | −17.9 | 3.4 | 7.1 |
| 19電力業 | −13.3 | −12.3 | 10.8 | −6.5 | −12.7 | 35.8 | −5.3 | 6.2 |
| 20運輸業・郵便業 | 24.9 | 2.8 | 11.1 | −1.3 | 70.2 | −36.4 | −12.3 | 34.2 |
| 21通信業 | −7.4 | −1.7 | −12.3 | 14.0 | 15.1 | −22.2 | 20.4 | −8.5 |
| 22卸売業・小売業 | −17.1 | 13.3 | −1.9 | 20.3 | 23.2 | −25.7 | 7.2 | −16.2 |
| 23金融業・保険業 | −3.6 | 14.6 | −12.3 | 36.8 | 106.3 | −53.6 | −10.7 | 55.7 |
| 24不動産業 | −23.4 | 30.7 | −1.0 | 16.4 | −6.2 | 17.9 | −12.2 | 33.7 |
| 25情報サービス業 | −5.8 | 1.9 | −5.3 | 8.8 | 12.5 | −3.2 | 27.6 | −16.4 |
| 26リース業 | −3.6 | 24.1 | −16.6 | 20.9 | −0.5 | −43.8 | 64.5 | −18.7 |
| 27「その他非製造業」 | 7.3 | 7.1 | −1.7 | 5.8 | −4.4 | 6.8 | −2.1 | −9.1 |

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

東京都中央区日本橋三丁目６番２号**東京製綱株式会社**の工場財団に茨城県かすみがうら市宍倉5707番地東京製綱株式会社土浦工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年10月22日

水戸地方法務局土浦支局

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号**太陽石油株式会社**の工場財団に、愛媛県今治市菊間町種4070番地２太陽石油株式会社四国事業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年10月22日

松山地方法務局今治支局

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成25年10月11日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年10月22日

岐阜地方法務局長　白井　正彦

記

氏名　赤野　孝行
所属する司法書士会　岐阜県司法書士会
登録番号　岐阜第328号
事務所の所在地　岐阜県高山市七日町一丁目53番地
違反行為　登記申請人の申請意思確認義務違反

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年10月８日から１か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年10月22日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　塗師谷　馨
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第1559号
事務所の所在地　大阪市平野区背戸口一丁目22番22号
違反行為　他人による業務の取扱い

### 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　芝原賢一（ＳＨＩＢＡ―ＯＦＩＣＥ）
２．住所　兵庫県加古川市加古川町溝之口191―６
３．代表者の氏名　芝原　賢一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第243号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年４月22日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年10月22日

近畿財務局長　枝廣　直幹

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２５年（家）第２０５９号**
東京都世田谷区瀬田１丁目14番13号　ガーデンコートセタ204
申立人　今　加奈美
本籍愛知県名古屋市名東区亀の井３丁目５番地、最後の住所北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ2421番地７、死亡の場所北海道石狩郡当別町、死亡年月日平成23年11月24日、出生の場所朝鮮咸鏡北道、出生年月日昭和10年10月２日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤　　孝
事務所札幌市手稲区手稲本町２条４丁目８番24号　キテネビルＡ棟２階　弁護士法人誠信法律事務所手稲支所
相続財産管理人　弁護士　井本　雅之
札幌家庭裁判所

**平成２５年（家）第７１６７２号**
広島県山県郡北広島町川小田190番地５
申立人　佐々木　章
本籍東京都江東区亀戸５丁目178番地、最後の住所東京都江戸川区東小岩４丁目４番５―301号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成24年12月２日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和28年９月16日、職業無職
被相続人　亡　**芽**沢　　修
事務所東京都新宿区三栄町23―１ライラック三栄ビル３階わかばの風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子（登録姓出島）
東京家庭裁判所

**平成２５年（家）第４００９７号**
東京都東村山市富士見町４丁目８番地17
申立人　尾﨑　保生
本籍さいたま市大宮区寿能町２丁目47番地１、最後の住所横浜市青葉区美しが丘２丁目６番地２　レリーフ美しが丘105、死亡の場所横浜市青葉区、死亡年月日推定平成25年４月22日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和45年10月15日、職業無職
被相続人　亡　尾﨑　将生
事務所横浜市戸塚区戸塚町121―７　オセアン戸塚町ビル３階
相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵
横浜家庭裁判所